愛知県主催令和２年度市民後見普及啓発セミナー

第２部　パネルトーク「市民後見人の活動とこれから」

日　　時　２０２１年３月３日（水）午後２時から３時４５分まで

コーディネーター　住田敦子（尾張東部権利擁護支援センター長）
コメンテーター　　松尾健史氏（愛知県司法書士会）
市民後見人　　加藤優美子氏
市民後見人　　橋野玲子氏
後見監督人　　石井友子（尾張東部権利擁護支援センター）
オブザーバー　　山川久美氏（名古屋家庭裁判所主任書記官）

映像及び資料の所在
https://owarihokubu-kenriyougo.net?p=7517

（住田）それでは、第二部パネルトークを始めます。ここからの進行は尾張東部権利擁護支援センターの住田が進行いたします。はじめに、おひとりずつ自己紹介をお願いします。松尾さんからお願いします。

（松尾）私は愛知県司法書士会に所属しております、司法書士の松尾と申します。現在、愛知県春日井市における市民後見人養成事業において参画させていただいております。今日はよろしくお願いいたします。

（山川）私は、名古屋家庭裁判所で主任書記官をしております山川久美と申します。今は、名古屋家庭裁判所の後見センターで、日頃、後見事件を取り扱っております。よろしくお願いいたします。

（加藤）私は、第 2 期、市民後見人の加藤優美子です。受任期間は 1 年で高齢の障害者の方を担当し、去年の 12 月に亡くなられて、後見は終了しています。

（橋野）こんにちは、第 1 期市民後見人の橋野玲子と申します。受任期間は 4 年、高齢の男性の後見類型で、関わらせていただきました。去年の 8 月に亡くなられましたので後見人の事務は終了しています。

（石井）尾張東部権利擁護支援センターの石井です。市民後見人の後見監督の仕事を担当しています。

（住田）はい、ありがとうございました。
　それでは、早速ですが初めに、松尾さんに市民後見人の定義や活動の意義、愛知県の状況などのお話をいただきたいと思います。松尾さんよろしくお願いします。

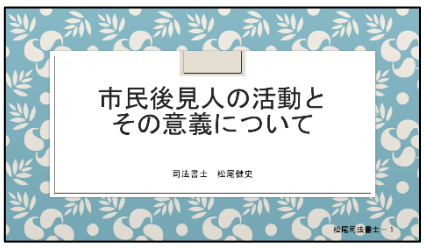

（松尾）よろしくお願いいたします。
　私からは『市民後見人の活動とその意義について』ということで 15 分ほどお話させていただきます。
　まず、こちらは市民後見人の選任件数をグラフにまとめさせていただいたものです。のちほど、家庭裁判所の方からも、お話があろうかと思いますが、現在、後見人等に選任されるのは約 8 割近くが親族以外の、いわゆる専門職と呼ばれる

職業の方が選任されております。
専門職というのは弁護士、司法書士、社会福祉士といった資格業となります。

このグラフから見れば、市民後見人の選任件数が年々増えているということは、わかるんですが、全体で年間 3 万 5000 件程度、後見人が選任されている中で、約 300 件程度ということですので、全体としては１％以下ということになっておりますので、全体的な数としては非常に少ないといえましょう。

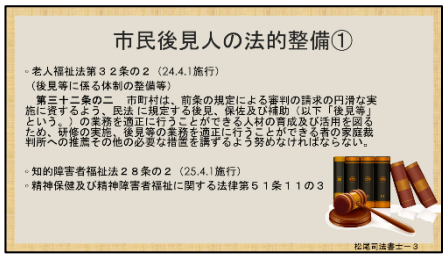

さて、市民後見人が、どの時点から我が国で言われ始めてきたのかというところですが、そもそもイギリスやドイツといったヨーロッパ諸国の方では、後見人は親族の方がほとんど選任されておりまして、専門職が選ばれるのは比較的少ないと言われております。

その親族や市民後見人さんが選ばれる件数が多いわけですが、我が国では平成 24 年の老人福祉法の法律が改正されたときに、初めて公的に市民後見人という言葉が現れてきた、というふうに言われております。

老人福祉法の 32 条の 2 という条文ですが、この中で、市町村は「前条の規定による審判の請求な円滑な実施に資するよう」、これは後見の審判ですけれども、「民法に規定する後見、保佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成および活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」という条文が入っております。

他に、知的障害者福祉法、それから精神保健および精神障害者福祉に関する法律等にも同様の条文が入っておりまして、ここから市民後見人という言葉が出てきた、というふうに言われております。

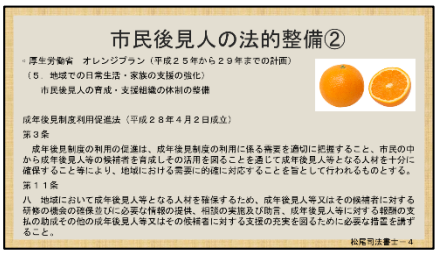

他にも、ご承知の方もおられると思いますが、厚労省のいわゆるオレンジプラン、それから第二次オレンジプランの中でも市民後見人の育成、それから支援組織の体制の整備といったものがうたわれております。また、これもご承知かと思いますが、成年後見制度利用促進法という法律が、平成 28 年 4 月 2 日に制定されまして、その中でも同様に市民後見人、また市民後見人を育成する団体の組織の拡充といったようなことがうたわれております。

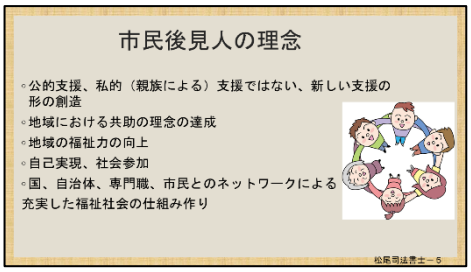

その中で、当初市民後見人の理念として考えられていたものを少しご紹介します。先ほど申し上げましたように、いわゆる専門職ではない一般の市民の方による支援、支援といいますと、公的な支援、役所自治体による支援、それから私的支援、親族もしくはその周辺の人々による支援といったものが挙げられますが、その範疇ではない、新しい支援の形を作っていく、いわゆる共助という理念の達成といったものが挙げられておりました。

また、市民後見人を育てることによって、その地域の福祉力が向上していく。そういったもの、そして市民後見人自身の自己実現また社会参加、といったもの、そして最終的に国、自治体、専門職、そして市民とのネットワークによる充実した福祉社会の仕組み作り、こういったものが理念として挙げられておりました。

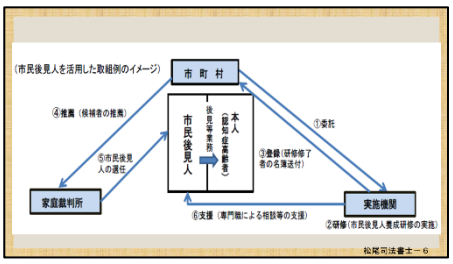

この図は、市民後見人さんを中心として、自治体ですとか、家庭裁判所、又、市民後見人を養成する実施機関のトライアングルの図でございます。真ん中に市民後見人とご本人さんがおみえになって、その周りをぐるっと市町村等が囲んでいるといったようなイメージであります。

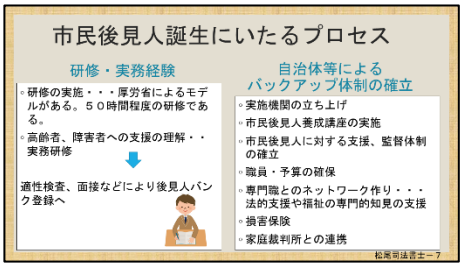

具体的に市民後見人が誕生するプロセスですけれども、誰でも「今日から私が市民後見人だ」と言っても、実は、なかなかそれでもって家庭裁判所としては、その方を後見人としては選任しないわけです。

少なくとも、成年後見に関する法律ですとか、制度に関しての研修を積んでもらうということが必要になっております。

研修は、厚労省のモデルでは約 50 時間程度の研修が定められておりますが、50 時間程度の研修は、おそらくどの自治体でも行われているものかと思われます。さらに実務研修を経まして、さらにその方の適性検査、それから面接等によりまして、具体的に後見人バンク登録といった形で、名簿に載せていただく。その中から家庭裁判所に推薦をしていくという形になろうかと思います。

当然ですが、そのような体制を作るためには、いわゆる自治体による実施機関の立ち上げが必要なことは当然であります。その実施機関におきまして、養成講座を実施し、また、市民後見人を支援、監督していくといったような体制を確立していくことが必要なんですね。現在、愛知県におきましては、名古屋市、それから春日井市、それから、

豊田市といった自治体、さらには尾張東部権利擁護センターですとか、東三河後見センターといったNPOがこの市民後見人の実施機関として立ち上がって、すでに実績を積んでおられます。

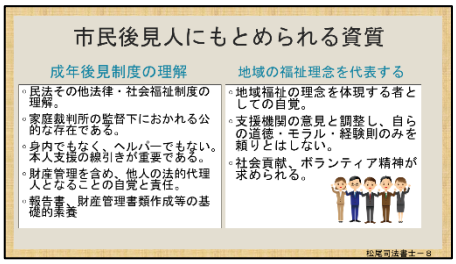

さて、市民後見人に求められる資質ということですけれども、成年後見制度、まずこれを理解していただくこと。ひいては、民法その他法律、それから社会福祉制度の基礎的な理解が必要なことはいうまでもありません。

市民後見人は、家庭裁判所で選任されるものですから、その監督下に置かれる、いわば公的な存在であるということを、認識していただく。

また親族といった身内、それからヘルパーといった、介護職、そういったものではない本人の支援の仕方、そのあたりの線引きが極めて重要であります。後見人になりますと、裁判所に対しまして定期的に財産報告をしなければいけませんので、財産管理に関する書類を作成していくといった、そういった基礎的な素養も当然に求められることになります。

一方でご自身がその地域の福祉理念を代表するという自覚を持っていただく。市民後見人さんがたくさん活動されていると、その地域での福祉の理念を体現すると、そういったものを自覚していただく。

さらにはそういった支援機関との意見を調整して、ご自身の道徳やモラルや経験則だけを頼りとしない、フラットな形でご本人さんと対応できるといったような方、最終的には社会貢献ボランティア精神が当然ながら求められてくるわけであります。

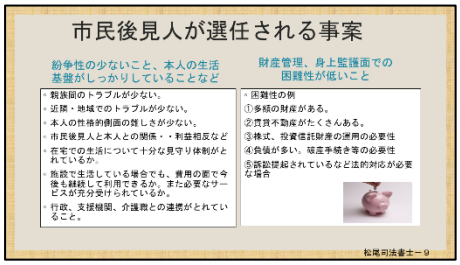

それから市民後見人さんが今選任される事案ですけれども、あまり詳しくは、ちょっとご説明する時間がないですけども、基本的には、ご本人さん、支援をされる方の状況が、いわゆる紛争性が少ない、それから本人の生活基盤がしっかりしているといったようなことが要件として挙げられています。

トラブルが少ないといったようなことなんですが、これはだんだんと市民後見人さんの経験が増えていくことによって、多少のトラブルとか多少の財産管理が難しくても、おそらく今後はですね、選任されていくだろうと思われておりますが、当初はこういった形で要件が考えられておりました。

財産管理それから身上監護面の困難性についても、当然市民後見人が選任される場合、勘案されるわけであります。

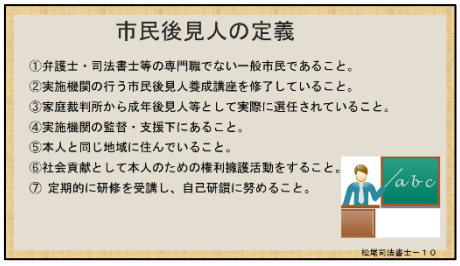

以上、述べてきました市民後見人のあり方につきまして、定義という形でまとめさせていただきます。

まず、①いわゆるこれまで後見人を担ってきた専門職、専門職というのは、弁護士、司法書士といった法律系の専門職ではない、いわゆる一般市民の方であること。

さらに、②いわゆる実施機関が行っている市民後見人養成講座をしっかりと修了しているということ。さらには、③その上でバンク登録の名簿に載っていただいて、家庭裁判所から実際に後見人として選任されている。その上で、④実施機関の監督支援下にあるということ、あとは⑤地域の福祉ということですので、だいたいご本人様と同じ地域に住んでみえて活動されるということ。そして⑥社会貢献として、ご本人さんのために権利擁護活動をしているということですね。また⑦50 時間の研修を終えた後も、定期的に研修を受講していただきまして、自己研鑽に努めていただく。そういったことが定義の中で求められていることと思います。

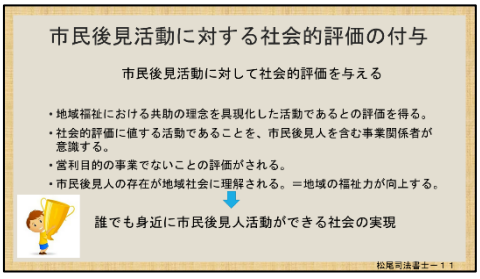

最後になりますが、そういった市民後見活動に対しまして、要は開かれた社会の中で、その市民後見人が広く認知されて、その活動に対し、社会が正当な社会的評価を与えるといいますか、市民後見人の社会的評価を持って見ていただくということがとても大事でありまして、あくまで閉じられた活動ではなく、広く開かれた活動でなければいけません、広がりませんので、これをご覧になっている皆さん方の町や地域におきまして、市民後見の事業、また、実際に市民後見人活動されている方を、知っていただき、その中身についても理解していただくと、その上で全体としての地域の福祉力が向上していくのではないか、と思われます。

以上になります。

（住田）松尾さん、ありがとうございました。

それでは次に、私ども尾張東部権利擁護支援センターでは、平成 27 年から市民後見人養成に取り組んでまいりました。その取り組みについて、映像を交えて簡単にご紹介させていただきます。

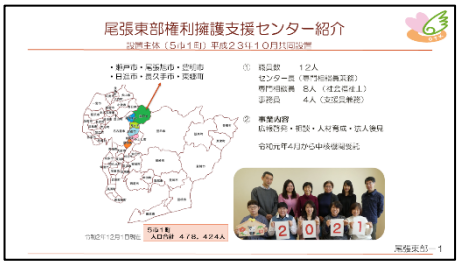

まず、はじめに私どもセンターの紹介をさせていただきます。尾張東部圏域５市１町、

瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町が共同で設置した法人です。平成 23 年 10 月に共同設置され、今年 10 年目を迎えております。

事業内容は今日のように広報啓発、権利擁護に関するご相談、市民後見人の養成、私たち自身が後見人となる法人後見の業務を行っています。

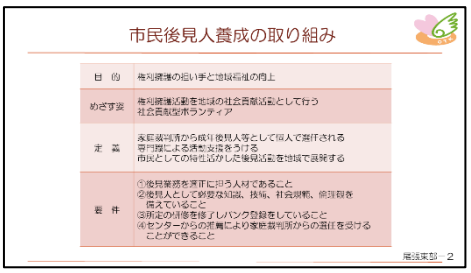

研修の流れです。

市民後見人になるためのバンク登録までの道のりは 7 ヶ月間 71 時間の受講が必要です。

先ほど松尾さんから、国のモデル研修では 50 時間というご説明がありましたが、私達の地域では 71 時間の研修を受けていただいております。

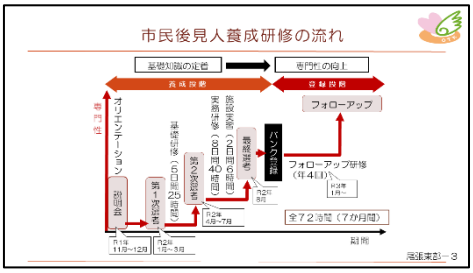

次に市民後見人の方にお願いする要件ですけれども、資産がそれほど多くなく、紛争性もなく施設などで暮らしていて安定しており、見守り中心の方ですが、実際は人も環境も変化しますので、ずっと安定しているというわけではありません。

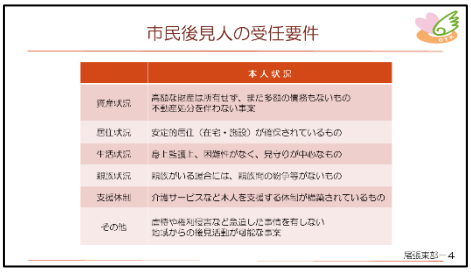

後ほど、おふたりにもお話を聞いていきたいと思います。

次に受任いただいているバンク登録の受任実績です。現在 20 名の方が受任していただいています。

全国的に見ても、家庭裁判所の理解があり、早い段階で多くの方が市民後見人に選任いただいています。

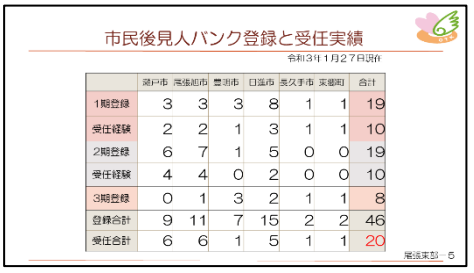

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計
1期登録	3	3	3	8	1	1	19
受任経験	2	2	1	3	1	1	10
2期登録	6	7	1	5	0	0	19
受任経験	4	4	0	2	0	0	10
3期登録	0	1	3	2	1	1	8
登録合計	9	11	7	15	2	2	46
受任合計	6	6	1	5	1	1	20

こちらが受任していただいている被後見人の方の状況です。
後見類型で認知症の高齢者の方を多く受任していただいています。

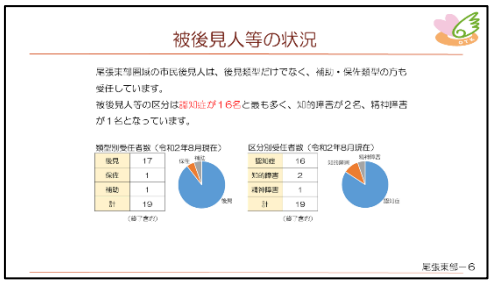

尾張東部権利擁護支援センターでは、家庭裁判所に申立てをする前に、本人と後見人になる人とが事前に会っていただく、事前マッチングという取り組みを実施しています。市民後見人の場合は 100%行っています。事前に会うことでお互いの安心に繋がっています。

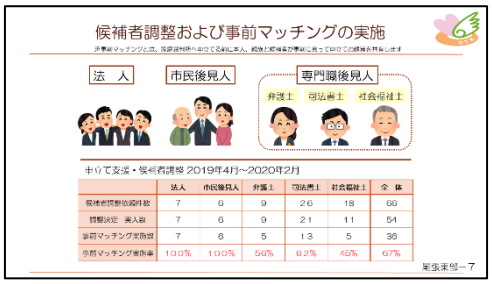

センターでは後見人になった人の支援を行っています。
市民後見人の場合は、監督人という立場での支援になりますが、これからのパネルトークで具体的にその内容をお伝えしたいと思います。

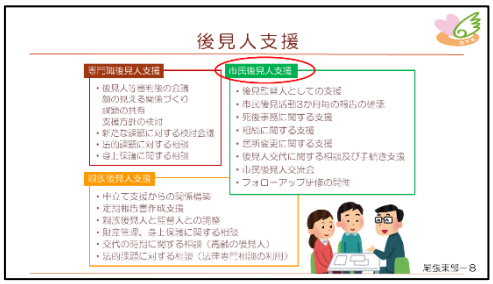

市民後見人の養成と支援で、とても重要なのが、黄色のところになります。
市民後見の推進は、国が進めているものです。そのため、センターは 6 市町の委託を受けて、この事業を行政の代わりに実施しているということになります。
行政は委託した後も事業に協力しています。

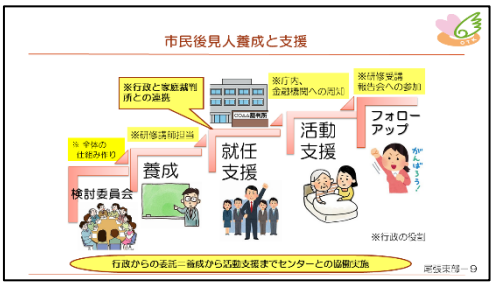

特に、家庭裁判所の説明を行うということで、市民後見人をスムーズに選んでいただけるよう家庭裁判所に理解を求めていくことがとても重要になります。

それでは、映像をご覧いただいて具体的な活動の様子をイメージしていただきたいと思います。

～ビデオ上映８分間～

この映像の中では、尾張東部成年後見センターという名称になっておりますが、地域の中で成年後見制度のみならず幅広い権利擁護支援を行うため、令和元年 10 月から尾張東部権利擁護支援センターと名称を変更しています。

こちらは活動をお知らせするかわら版として年１回発行しています。

愛知県では広く県民の皆様にこの事業を推進するための取り組みを行っています。
今年度は尾張北部権利擁護支援センター、愛知県社会福祉士会と共同受託をして実施しております。

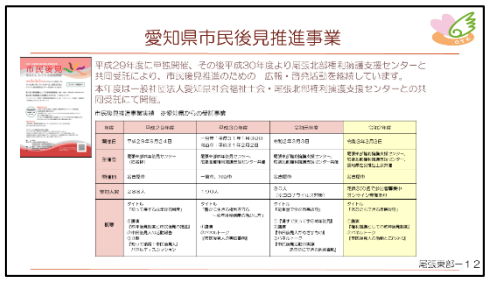

こちらからは市民後見人養成研修の様子のスライド３枚になります。
第１期、第２期、そして第３期、市民後見人養成研修の様子です。

それではここからは、市民後見人のお二人に来ていただいておりますので、活動についてお聞きしていきます。
初めに、お二人からこの 71 時間の研修を受講されるというお気持ちになった、そのことの動機を教えてください。
初めに加藤さん、よろしくお願いします。

（加藤）私の場合の動機は、一つは夫と２人暮らしなので、今後の老老介護に備えて不安を軽くしたい、できれば、のんきに暮らす方法がないかなあと思ったこと、もう一つは、時間ができたら、自分の住んでいる地域のことを知りた

い、何か役に立てることができるといいなと思っていたことです。

私は定年まで正規職員として仕事をしてきましたが、その中で、より良い暮らしのために活動する多くの人たちと関わりを持つことができました。振り返って自分を考えると、寝に帰るだけの住民だなって思いました。

それで、定年後は、働きつつも、自分のために使える時間を増やすことにしました。そうは言っても、国家資格は、運転免許証だけなので、学ぶところから始めたいと思っていたところに、市の広報誌に、第 2 期市民後見人養成講座の募集案内を見つけました。成年後見制度については、名前を知ってるだけで、内容は知らなかったんですけれども、しっかりしたカリキュラムで、地元で受けられるところがとても魅力だと思いました。それで応募して、3 年前の 2018 年に市民後見人のバンクに登録されました。

（住田）はい、ありがとうございました。
それでは橋野さん、お願いします。

（橋野）私は、普段は、地域包括支援センターというところでケアマネジャーとして今でも働いています。リタイアしたら、培ってきたことで、できるかどうかは別として、社会の役に立ったり、住んでる地域で住民として居場所と役割を作りたいなと常々考えていました。

平成 27 年の秋に市民後見人の養成研修があるということを知りました。市民が後見するって、どういうことをしていけるのかなと興味がわいて、受講をしました。講師が、現役の弁護士さんだったり、司法書士さんだったり、行政の担当者の方だったり、社会保険労務士の方もおられましたね、それから社協の方。普段接することの少ない人たちが、実際の事例を元に講義がありました。

7 か月と 71 時間という長丁場だったんですけれど、私にとって、とっても面白くて、わくわくしながら聴き入りました。講座が進むに従い、尾張東部権利擁護支援センターが、暖かい人間味のあるセンター作りをしているなと思えたこと、職員さんが力を合わせて運営しているなということが感じられて、困ったときには自分も助けてもらえると実感できたので、働いている今から始めることに決めました。

この 4 年間やってみて思うことは、現役だからやれるんじゃないかな。一旦、ほっと力を抜いたら、やれなかったかもしれないと実感しています。最終目標は、同じ価値観を持った市民後見人仲間で親友を作りたいと思っております。

（住田）はい、ありがとうございました。２人の動機を聞いて、本当に熱い思いで受講していただいたんだなっていうことがわかります。

それでは、加藤さんの活動から、実際の中身をお聞きしていきたいと思います。まず加藤さんが受任していただいた方、Ａさんですけれども、Ａさんについては法人で受任した後、市民後見人に交代していただいていますので、石井さんからご本人の紹介をお願いします。

（石井）では、Ａさんのご紹介をします。74 歳男性、後見類型で要介護４です。特別養護老人ホームで暮らしておられました。統合失調症という精神の病気と認知症がありました。

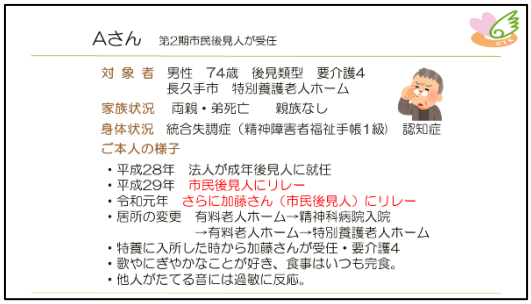

Ａさんは、平成 28 年、入院中に身寄りがいないため、市長申し立てにより、センターが後見人になりました。法律的な課題などがありましたが、全て解決したため、平成 29 年に市民後見人Ｍさんに交代しました。

当時、Ａさんはお元気でしたので、ＭさんはＡさんのやりたいことなどを聞いて、毎月喫茶店で同級生仲間とモーニングを楽しんだり、夜間にスナックに行くことに挑戦したり、お墓参りに行くなど、市民後見人の手配により実現しました。

しかし、その後、市民後見人Ｍさんは突然、家族状況が変化して、精神的にも憔悴・疲弊しまして、後見人の継続が難しいと私ども監督人に相談されました。監督人としては、Ｍさんにはすぐ辞めるのではなく、今後の後見活動継続について考えるために、半年間の猶予期間を持っていただきました。その間は、監督人が、Ｍさんの代わりに後見人としての仕事を行いました。

しかし結果的には、やはりＭさんは続けることが困難だったので、今日登壇されている加藤さんに交代していただきました。この間、書いてある通り、何度か暮らす場所の変更がありました。Ａさんは、友人も多く、歌謡曲や賑やかなことがお好きな方で、食事もいつも完食され、お元気な様子でした。

（住田）ありがとうございます。
そのようなＡさんのご様子を今お聞きしましたけれども、加藤さん、具体的に後見人としてどのような業務を行ってきましたか。

（加藤）私は一昨年の 12 月から去年の 12 月の 1 年間受任したんですけれども、12 月に受任した頃は、もうＡ さんの認知症もかなり進んだ状態でした。それでも私は研修

で学んだ通りですね、毎週訪問をするようにして 10 分から 30 分くらいの面談をさせてもらいました。

2 月の終わりにコロナで面会禁止と協力要請が出るまで約 10 回面会させてもらいました。その中で 7 回目の面談の時に、初めてですね、挨拶したら小さい声で「かとう」とか言われて、「そうなんです、加藤なんです」って返して、私の名前を初めて読んでくださったんですね。それはすごく嬉しかったです。

その日は他の喋りもいろいろできたので、「私の趣味は山登りです」と言ったら、Ａさんからは、「親父と一緒に山にしきびをとりにいった」っていう発言が出たんですね。初めて家族のことを話されました。そしていろいろと少し話もできまして、最後には一緒にお好きだった歌、「瀬戸の花嫁」とか、一緒に歌ってお別れをしました。

それからコロナになって、面会禁止になってからは、お好きなコーヒーであるとか、書類のお届け物に施設の方に伺うんですけれども、そのときはガラス越しの面会を申し込むんですね。そうするとガラス越しに、ハイタッチしまして、そしたら本人が「中に入って」って誘ってくださるんですね。感染予防のため入るわけにいかないので、また来ますねって言ったら、「はよ来てね」って、なんかにっこりされて手を合わせられたんですね。

普段、割に難しい顔されてることが多いので、私もびっくりしましたけど、スタッフの人が、素敵な笑顔だって本当に喜んでくれていました。それで調子に乗って、2 週間後に、また書類を届けに行ったときに、窓越し面会を申し込みしたんです。そしたら、そのときは、もうすぐおやつだからと言って断られまして、とてもがっかりしました。

そんなこんなで、その都度、翻弄されながらも、コミニュケーションできることは出かけていく張り合いになりました。

（住田）ありがとうございます。

加藤さん、コロナがあったので途中から窓越し面会になりましたけれども、12 月から 2 月 25 日までの間に 10 回面談を行っているということですけれども、どのくらいの割合で行かれるんですか。

（加藤）週に 1 回を心がけました。

曜日は決めずに、時間もあまり決めずに行くようにしました。

（住田）ありがとうございます。

なかなか週に 1 回いくっていうことが専門職の後見人だとどうですか。松尾さんどのくらいの割合でいかれますか。

（松尾）非常に耳が痛い質問なんですけども、週１回はまず無理ですね。
　月に１回お邪魔して、どうでしょう５分～10 分お話して帰らさせていただくっていうのが、だいたい実情ではないでしょうか。

（住田）ありがとうございます。専門職だとどうしても、月１回くらいの面会になってしまいますけれども、市民後見人さんは、ゆとりのある時間の中で週１回ぐらいの訪問をしていただいているということが加藤さんのご報告でわかりました。
　次に、加藤さんにお伺いしたいんですけれども、以前加藤さんの前に市民後見人なさっていたMさんから、どんなことを引き継いで、どのようなことを加藤さん自身がやっていきたいなって思われましたか。

（加藤）前任のMさんからは、本人の終末期の医療や葬儀などについての希望を聞き取った書類を引き継いでいました。
　センターの方で書式があるんですけれども、それを聞き取っていただいていて、そこには、いくつかのことが書いてありましたが、一つは墓じまいを気にしている、できればしたいというような気持ちが、表現されていました。それでそれは実現できるといいなと思いました。
　もう一つは自分の葬儀で連絡して来てほしい人の名前が５人書かれていました。
親族ではなくて友人関係でした。
　ですから、その方たちの名前しかわからなかったんですが、なんとか調べて連絡を取りたいなと思いました。それで、墓地管理組合からの請求書が来ていることを思い出しまして、そこに連絡をしたら、何かわかるかもしれないと思って墓地に行ってみました。
　お墓は、両親と祖父母のためのお墓でした。それならば、地元に知り合いがいるはずだなと思いまして、墓地管理組合の方に事情説明をして、こういう方の名前を知りたいんだけれどもどうでしょうかって聞きました。そうしたら、2 人の方の連絡先がわかり、その場ですぐに連絡を取ってくださいました。
　その後、おひとりの方は、その墓地の関係者でもあったので、墓じまいの相談にものってくださって、面会にも行ってくださいました。また、もう１人のお友達は懐かしいということで、すぐに面会に行ってくださいました。

（住田）ありがとうございます。
　墓地の管理組合の方っていうことなんですけれども、何かそのお墓のことについてご本人からお聞きになっていることとか、それから前の市民後見人さんから、どんな内容なことを具体的に聞かれてましたか。

（加藤）お墓のことについては墓地管理組合の人と前任の後見人の人もお話をされてい

たようでした。墓じまいの方法などについて、もし放置したらどうなるかとか、そういったことは相談をお聞きされていたようでした。その中身についてはお話を聞いていました。

（住田）そうですか。また後から石井さんからもお聞きしたいと思いますけれども、ご本人は、とっても自分の建てたお墓っていうものを大事にしておられて、お墓に対する思いがあるということでした。
　それ以外に、ご本人との面会について、ご本人が特別養護老人ホームに入所しておられましたけれども、そのあたりで大事にしているお友達と面会したいとか、そんなご希望はありませんでしたか。

（加藤）それについては、以前の前任の方は喫茶店などの手配もされていたので、そこで同窓会されていたと聞いたので、お聞きしたんですけれども、私が受任したときは、もうあまりはっきり覚えておられなかったんですね。
　それで、会いたい人についても、あまりはっきりしなかったたんですけども、コーヒーをお好きだって聞いたので、そういったものを差し入れしようとか、食べたいものはないかなと思ったんですけど、あんまりそういうこともうおっしゃらなくて、ただ時々、「お父さんとしきびをとって」と、しきびは備えるものですけれども、それを話されたので、そういった先祖を弔う気持ちはおありだったのかなということは思いました。

（住田）ありがとうございます。
　このあたりのことは、石井さんが前の市民後見人さんから、いろいろとお話を聞いてきたかと思うんですけれども、この点についてどんなふうにフォローをしたり、それから今の加藤さんにお伝えしたりということはありましたか。

（石井）墓じまいというのは本来後見人の仕事ではないというのは、わかっていたんですけども、やはりご本人さんの思いが、やはり自分が建てたお墓である、それからもう自分以外、このお墓を継承する者がいないということで、将来の不安も持っていたっていうことをご本人さんからも聞きましたし、前の後見人からも聞きました。
　お墓の管理組合も、そういうような意向を持っているということで、何とかここは、加藤さんが受任した段階では、たしかにご本人さんの意向が確認できないっていう状態でしたので、何とか元気な頃のご本人さんの意思を引き継ぐためにと思って、結局、管理組合の方の力を借りるという方向に進めていったということになります。

（住田）結局あの墓じまいを無事に終わったということですね。ありがとうございます。

ここまでの内容で松尾さん何かコメントいただいてよろしいですか。

（松尾）非常にですね、ご本人さんの意向をしっかり汲み取っていただいて、いわゆる身上配慮義務、本人の意向をしっかり見守るといった部分に関して、活動されたことに関しまして、深い敬意を表したいと思います。

一方ここで注目したいお話といたしまして、冒頭のそのＡさんのご紹介の中で、当初法人後見でなされていたと、それが市民後見人のMさんに交代された。

また、市民後見人のMさんから加藤さんに交代された、いわゆる後見のリレーが極めてスムーズにリレーされているということに注目したいと思います。

私ども専門職の場合は、独立した資格ですから、事務所で１人でいるということが多く、自身の責任でもって活動してるわけなんですが、独立してるっていうのは、逆に言いますと孤立してるという言い方にもなりまして、自分自身に病気とか怪我とか、もしくは体調不良などがあった場合に、誰かに交代したいと思っても、なかなか交代できない、誰を探したらいいのかということになりますが、それが、このような尾張東部さんの一つの支援の枠の中で、後見人さんをうまくリレーしていく、これも市民後見人の一つのメリットであろうかと思います。

（住田）はい、ありがとうございました。

加藤さん続けてお話をお聞きしたいんですけれども、その後、Ａさんのお体の状態とかはいかがでしたか。

（加藤）比較的穏やかにお過ごしでした。

ただ腎臓が悪いことからくる貧血が少しずつ進んでいかれました。それで、体調を崩して入院されて、亡くなるまでの１週間に起こったことを、とても自分としては残念だったこと、後悔の残ることとしてご紹介したいと思います。

入院に至る経過は、Ａさんは、尿が出なくなって、施設で尿道カテーテルを入れられたんです。ところが本人としてみれば、それが不快なために、抜いて出血して救急搬送されたんですね。一旦施設に戻られたんですけれども、説明してもまた外してしまうかもしれない、施設では、ちょっと負担が大きいということで、入院できる病院を探されることになりました。

そして結局、以前かかったことのある精神病院に医療保護入院させることになりました。診察のときには、施設のスタッフの人たちは立ち会ったんですが、後見人と監督人は病院の手違いということで、診察に立ち会えないまま、病室に入られてしまってから入院の説明を受けて、入院の手続きをいたしました。

しかし家に帰って落ち着いてみたときに、とても奇妙に思えました。病院のケースワーカーの説明では、そこは精神病院で精神専門なので内科ではない。尿道カテーテルを抜かないように身体拘束を一日中行う。介護拒否や暴言が落ち着いたら、カテーテルを抜くことを検討するというものでした。

つまり、それまで自分で歩けたんですけれども、すぐに車椅子生活になってしまうんじゃないかなって思いましたし、気力も落ちて抵抗しなくなったら治療を開始するという意味なのかなと聞こえました。

しかし尿が出ない原因が、まだその時には、はっきりしていませんでしたので、まず内科受診をして、治療を始めるのが先ではないかと思えてきました。それで、入院 2 日目に後見監督人に相談をして、その病院の提携先である内科の受診を早めてもらえるように、病院に依頼をしました。

ところが、病院側としては、受診ではなくて、病院を変わることを希望してるんですねっていうふうに誤解をされて、それで何かコミニュケーションがねじれて進んでしまいました。

それは違うと伝えたんですが、意図が正確に伝わることにはなっていませんでした。

入院 3 日目には 39 度近い熱が出ました。入院 4 日目の朝、ケースワーカーから後見人に電話が入り、主治医から直接、酸素吸入を始めたんだけれども、数日後には亡くなる可能性が高いという説明を受けました。

それで、センター長に報告をしたところ、では、すぐに説明を聞きに行こうということになりまして、病院に連絡を取りました。病院の返事は、家族ならすぐに来てもらうし、説明もする。後見人にはもう説明したんだから、今日は来なくていい、任せてもらいたいということでした。

そして、そのお昼過ぎに病院の事務方から本人が亡くなったという連絡が入りました。死亡届に書かれてあったのは、死因は肺炎による呼吸器不全、心不全ということでした。尿が出なくなって、その後出ましたけれども、亡くなるまでの 6 日間、後見人ができたことは、通院同行や入院の手続きであって、次に起こることの予測や対策はできませんでした。

未熟なために、本人の寿命が短くしてしまったのではないか。どうすることが適切だったのか。今も答えが出ていません。

（加藤）ありがとうございます。

急なことだったと思いますけれども、初めは尿が出ないということで、尿閉という状態で内科にかかっていたけれども、カテーテルが入るという、体に対する違和感を認知

症の方がうまく理解ができないというところから、施設の中でも暴れたり、カテーテルを抜いてしまったりということから精神科病院への入院となってしまった。

その後、本当であれば尿の問題だから内科への受診ができたらということで、そちらを選択したいということもあったんですけれども、病院の方としては、それよりも精神状態を抑えてから内科的な治療をというようなお話の中で、病状が急激に悪化してしまって、その後急にお亡くなりになってしまったというようなそんな経過をたどったということですよね。

でも、そのことについて後見監督人への報告や、お休みの日でしたから、私にも連絡をいただいたりして、こちらからも病院にご連絡をして、いろいろ説明をさせていただいたりしましたけれども、なかなかすぐに先生からの説明がしっかりと、いろいろな行き違いもあったりして、お聞きすることができないまま、お亡くなりになってしまったという結果で、加藤さんの中では何かうまくそのことが消化できない、納得できない部分もおありかと思います。

このような経過の中で、後見監督人の石井さんも、いろいろ聞いたり一緒に病院に行ったりされたと思いますけれども、どんなご様子でしたか。石井さんはどんな思いを持っておられますか。

（石井）「加藤さんと同様に」といったら変ですけども、私自身も精神科病院の対応っていうのは、やっぱり慣れていないということで、ワーカーを通してのやりとりっていうことで、本人のために入院したという形をとったはずなのに、思いがけず入院して、もう３日で亡くなってしまった、というのは、本当に加藤さんと同様に、なんとかできなかったんだろうかっていう思いは、全く同じように、抱き続けています。

なので、やはり今後、このようなことのないように精神科病院の対応っていうのにも、今後も私どもも慣れていかなきゃいけない。地域の精神科病院の方々にも、後見人や監督人の立場を理解してもらって、特にこのような、身寄りのない方の、入院や終末に対して、病院ともしっかり連携できるように今後はやっていきたいなっていうふうに思いました。

（住田）ありがとうございます。病院の方としても、その後いろいろな話し合いをして、病院としての対応についても、しっかり中でこのことを振り返って、これから後見人とどういう関係やそれから説明について改善を図りたいというようなご回答をいただいております。

そういった急なことがありましたけれども、その後、お亡くなりになった後、加藤さん、ご本人の葬儀などについてはどのようになされましたか。

（加藤）ご本人には身寄りがなかったのですが、菩提寺がわかっていましたし、常日頃

数珠を持っておられたので、お通夜とか、お葬式、それから永代納骨まで、それはご本人の意思かなと思いまして、させていただきました。

お通夜のときにはコロナ禍ではありましたけれども、後見監督人の石井さん、それから前任者の後見人のMさん、それからお友達でもあった方も来ていただきまして、４人でお見送りをしました。

前任者のMさんは小さなビールを持ってきて、飲みたかったよねって言って、棺桶のところに置いてくださって、ちょっと良かったなと思いました。

（住田）ありがとうございます。

Ａさんは身寄りのない方ですけれども、最後、Mさん、それから加藤さん、そして石井さん、お友達の方も、その方も加藤さんが連絡してくださって駆けつけてくださった。ご本人を思う４人の方に見送られて、最後納骨までされたということですね。

短い期間の中で、加藤さん、いろんなことを経験されたと思いますけれども、こういった後見業務を通じて加藤さん自身が感じたことや、何かこの経験を通して学ばれたことっていうのはありますか。

（加藤）本人と面談するときに認知症がおありの方で、何を話せばいいのかよくわからないということがありました。それで、福祉関係の友人に相談をしたら、認知症ケア准専門士の試験を受けてみたらって勧められたんですね。

それで、そのテキストを開いて読んでいたら、認知症の暴言があったりする、そういう周辺症状は、認知症だから仕方がないものじゃなくって、環境ですとか本人の生活歴ですとか、歴史を知ることで解決できることもあるんだというふうに書かれてありました。それで、本人の歴史を知りたいなということもあって、お墓の方から友人関係を探って連絡を取ったということがありました。そういう学びがありました。

（住田）ありがとうございます。

初めて認知症の方と接する中で、いろんな戸惑いがあったりする中で、加藤さん自身がこのことをもっと学んでいきたいというふうに思われて、実際、学ぶという行動にも移されたということで、素晴らしい活動だなというふうに思います。

石井さんの方から、加藤さんの後見業務を通じて、思うところはどうですか。

（石井）加藤さんは、的確にいろんな手配をしていただいたというイメージです。

加藤さんの前の後見人の方も、実は複雑な思いをして辞任されていたので、最後に、お通夜のときに来て、参加されて、小さいビールを持ってきて、本当に変な話ですけど、本当に泣きながらお見送りしたんですね。いろいろあったけども、よかったなと、お通夜では、思うことができました。

なお、墓じまいのことにちょっと戻るんですけども、かなりお金のかかることでしたので、そこら辺は加藤さんにも話しながら、家庭裁判所の方にもしっかり報告というか、上申書という形で相談したということをちょっとつけ加えさせていただきます。

（住田）ありがとうございます。後見業務の中では、もちろん身上保護を一番重要視しながらも、しっかりとご本人の財産、お金を見ながら活動を行うという重要な役割がありますし、監督人としては後見人が行う財産管理をしっかりと監督していくという立場もありますので、そのあたりのところは、後見業務の範囲を超える部分について、本人の思いを全うするために、そのことを実現したい、そしてそのことを家庭裁判所へもしっかりと報告をして理解を得ながら進めてきたということを教えていただいたかと思います。

加藤さん、本当に短い期間の中でお疲れ様でした。私達も加藤さんからいろんなことを逆に学ばせていただいたということに、本当に感謝したいと思います。

では、続きまして、橋野さんが担当されている方について、教えていただきたいと思いますけれども、まず初めにこの方もですね、法人で受任していた方ですので、石井さんから説明お願いします。

（石井）ではＢさんのご紹介をします。
自宅で一人暮らしをしていましたが、認知症になって、通帳や保険証などをなくしてしまって、税金の支払いなどができなくて大変困っていました。

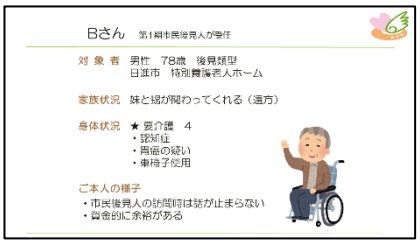

本人申立てを行って平成 24 年 4 月に、尾張東部権利擁護支援センターが成年後見人となって支援してきました。

後見類型で、特別養護老人ホームに入所して、落ち着いた生活をされていましたので、平成 29 年 3 月に市民後見人の橋野さんにリレーしたケースです。

妹さんとその息子さんが協力してくれましたが、遠方のため、連絡は郵送や電話で行いました。橋野さんが成年後見人に選任され、毎週訪問されると話が止まらないくらい大変楽しい面談だったそうです。

ご本人は、資金的にも余裕がある方でしたが、胃がんの疑いがあったということでした。以上です。

（住田）ありがとうございます。

ではここからは具体的な活動内容について、橋野さんお願いします。

（橋野）初めは、どんな日常を過ごしておられるのだろうかっていうことが知りたくて、曜日や時間帯を変えながら週１回、訪問しました。

本人の隣に腰掛けて、顔を見てお話をするんですけれども、話のつじつまは合いません。例えばですね、新聞やチラシを２人で見ながら、昔は車を運転なさいましたかって聞くんですけれども、「違うよ。仲良くやらないかんで、あれをこっちにやらないと仕方ないもんね」みたいな反応でした。

また、例えば雑誌や新聞の文字がお読みになれるので、眼鏡がなくても読めますね、目がいいんですねと褒めたこともあります。そうするとすかさず「頭悪いけどね」と返してくださることもあり、一緒に大笑いしたりしました。

次第に顔を覚えてくださるようになり、来ましたよって訪問して挨拶をすると「あ、ありがとうね」と迎えてくださるようになりました。

一緒にコーヒーを飲みながらお話が始まるので、タイミングよく相槌を打っていくと、30分から40分ぐらいお喋りがずっと止まりませんでした。こんなに話したかったのかなって、私はまず驚きました。

「快」、快いっていう「快」ですけど、「快」って何なんだろうって私が考えるようになりました。理屈じゃなくて、感覚的なものなのではないかな。例えば、思う存分話を聞いてもらえるとか、甘くておいしい味覚の刺激があったりとか。

車椅子だけども、外に出て風に当たったり、景色や音やいろんなその色を気持ち良いと「快」に受け止めておられる。それだから私が行くと、楽しみに繋がるというふうに頭の中で考えておられるのかなと思いました。

たぶん、最後まで私の橋野っていう名前はわからなかったと思います。ただマスクをして、すっぴんで行っても「ありがとうね」とおっしゃいましたので、おわかりになってたんだなって、それは驚いています。

次第に、他の入所者さんともなじみになりました。私がこんにちはって行くと、エレベーターがガーッと開いて、ぱっとＣさん、Ｄさんと顔があったとたんに「あんたきたよ」って、ご本人に伝えてくださったり、たまにはＣさんやＤさんの今までの身の上話をじっくりとご本人と一緒に聞くこともありました。

ただ、訪問を重ねていくうちに、いつも同じ光景が見えるようになってきました。30名程度おられるんですが、そこの食堂の同じテーブル、同じ位置で、車いすのまま互いに話もしないで、大きな一つのテレビをみんながじっと見ている。この毎回同じという光景に異様さを感じました。

職員さんたちは、ふっと見てみると、自分たちのおしゃべりに夢中。このままでいいのかな、おかしいと感じてないのかな、この子たちは…と考えるようになりました。

別の日、午前中の10時45分頃だったと思います。訪問したんですけれども、何人もの方が、10名以上でした、エプロンをつけてじっと待っておられました。なんだろうこ

のエプロン、ひょっとしたら、お昼ご飯の用意？って思ったもんですから、職員さんに、「お昼ご飯って何時からですか」と聞きました。そうしましたら、「12 時からです」という答えが返ってきました。

私は、例えば、この方たちはご自宅で生活してたら、エプロンは食事の直前につけるんじゃないかな。いやエプロンなんて子供でもあるまいし、つけないかもしれない・・・と思ったときに「施設病」、私が勝手につけている言葉なんですが、施設の中にいると、これしかできない、これでいいんだ、こういうものなんだという施設病にみんなかかってしまう施設運営の現状っていうのに戸惑いを感じました。

どうしたらいいだろう、どうやって伝えてったらいいだろうって思い悩んでいましたが、１年後にケアプランの見直し、カンファレンスというサービス担当者会議というのがあるよ、出席なさいますかという報告が来たもんですから、はい、ぜひ出席させてくださいと仕事を休んで出ました。

今まで、この１年で感じた様々な気づきっていうのを職員さんたちに率直に伝えました。そこには生活相談員さんだったり栄養士さんだったり機能訓練士であったり介護士だったり看護師さんだったり、様々な職員さんがおられました。

私は、個人的な苦情ではありません、家族じゃないので、個人的な苦情じゃなくって、地域の社会資源ですよねって老人ホームって、私もいつかお世話になるかもわからない。おかしいなって思ったことを率直に伝えさせていただいて、一緒に育てていけるという役割を担わせていただけませんかというふうに伝えました。

こうやって偉そうに言った以上、私も意見を述べる市民後見人として、責任ある訪問者でなければならないということで気合いが入りましたし、施設にとっては、他人の目が入るっていうことは、いい緊張感が出来てですね、互いに良い関係ができたと思います。

施設側は、とっても前向きな変化を見せてくれました。

ボランティアさんを探してレクを充実させてくれるようになったり、話し相手ボラさん、傾聴ボラさん、地域で様々なボランティアさんに働きかけてくださいまして、入所者の方々の楽しみの充実っていうものを考えてくれるようになりました。

食事前のエプロンも 30 分前から直前に改善されましたし、職員研修というのを始めましたと相談員さんからも報告を受けました。

言葉遣いも変わってきました。

何よりもすごいな、この施設って思ったのは、市民後見人の意見や提案、これを率直にまっすぐに受け止めてくれて、入居者さんがより良く生活できる環境を一緒に作ろうって思ってもらえた。

こうやって言う以上、煙たがられるかな私、って覚悟してましたけど、いやいやとても前向きで、本当にすごい施設だなと思えたことが、明るい気持ちになったということです。

（住田）ありがとうございます。
　橋野さんの市民目線の、おかしいなって思えることを率直に、でも誠意を持って施設側に伝えられたという行動だったと思いますけれども、そのことについて監督人の石井さん、何か施設の方からお聞きになっていることはありますか。

（石井）橋野さんの言われた施設の相談員さんに、別の日に、市民後見人の活動についてお聞きする機会がありました。そうしましたら、「家族ではない第三者の市民後見人から提案という形で、いろいろなご意見をいただいて、私たちの施設にとっては大変な気づきができた。とてもありがたかった。そして言われたことをできることを早速実現に向けて動きました」ということで、「市民後見人の存在は大事ですね」って言っていただいたのが、とてもありがたいな、施設も前向きなんだな、そして、あの市民後見人の活動がそういう施設を動かしていく力があるんだなということをすごく感じました。

（住田）ありがとうございます。
　おひとりずつの市民後見活動って小さなものかと思いますけれども、でもそういった積み重ねや橋野さんの思ったこと、感じたことをしっかりと丁寧に伝えられたことで、施設がその一歩を踏み出し、変わっていくことのきっかけになったという大事なエピソードだったかと思います。ありがとうございます。
　引き続き橋野さんにお伺いしたいんですけれど、この方については、もうお亡くなりになっていますけれども、終末期の医療について、どんなことをご本人に対して行ってこられましたか。

（橋野）受任当時、施設に聞きました。本人の急変時の対応っていうのが、どの施設にもあるはずだと思って、どんなふうになってますかと確認したら、心臓マッサージ、胃ろう、人工呼吸器、全部やってくださいとご家族から言われてますと。甥御さんが決定なさったそうだんですけれども、甥御さんに、今こういうふうなことを確認しましたが、どういうお気持ちでしたかっていうことを確認しました。
　そうしたら、5 年前入所した当時、老人ホームに入った当時は、本人は歩いていたと。自分や自分の母親の顔、本人の妹さんに当たるんですが、わかっていたので全部やってくださいと言われました。
　私は、それから 5 年以上経って、このＢさんとお目にかかっているわけですので、もう話のつじつまの合わないぐらい、認知症も進行しておられ、本当はこのＢさん自身はどう思っているんだろうと考えるようになって、こんなによく笑ってお喋りが止まらないぐらい明るい性格のＢさんが、本当はきっと、苦しまないとか痛くない方法で、最後は逝きたいと思ってるかもしれない。

挿管、心マ、胃ろう全部やるって、本当に間違いじゃないんだろうかっていうことを知りたくなりました。そして、いつか甥御さんや妹さんに話をしてみたいって思って、１年近くかけて訪問した度にエピソードを記録しました。

例えば、Ｂさんと一緒に甘い物を楽しみながら、おいしいですね、この先、食べれなくなったらＢさんは鼻から管を入れて、牛乳の王様みたいなものを流してもらいますかって聞いたことがあります。そしたら、Ｂさんは「そういうことはしないね、仕方ないもんね」と言われました。

また１か月ぐらい経って同じ質問をしたことがあります。そしたら今度は「やるよ、みんなやってることだから」と言われました。答えは何も得られなかったのですが、家族の希望じゃなくって、本人ならば、どうしたいだろうと迷うことが大切なんじゃないかと私はご家族に働きかけました。

たまたま胃がんで、手術をしようという話になったときに、終末のこういう最終的にあの急変なさったときに、こういうお気持ちがあるんじゃないかということを、伝えましたところ、甥御さんが「最終的には、自分の顔も母親の顔もわからなくなっちゃったんだから、本当に苦しまない、痛くない方法で逝かせた方が、ぼくもいいと思う」とおっしゃって変えることができました。

（住田）ありがとうございます。

もともとは、ご親族の方は全部最後の延命治療についてやりたいと言う。でもそれはご家族の思いであって、ご本人の思いはどこなんだろうということを、橋野さんが聞いていただいて、そこの回答について、やはり認知症が進行しておられることもあって、どこが明確なのかっていうところもちょっと迷うところもあった。

それでも再度ご親族の方と、延命治療の意向について、橋野さんの方から説明をしていただいて、その意向についてご親族とまたお話し合いをされた、結局その思いは変更されたんですか。

（橋野）はい、変更されました。

答えはいいのか悪いのかわかりませんが、納得して変更してくださいました。

（住田）はい、ありがとうございます。

そして、体調崩されてご入院されて、本当にその終末期の本人の思いを病院に伝えるというような場面も出てくると思いますけれども、そのあたりの病院とご親族とのあのやりとりはどんなふうになさいましたか。

（橋野）最後、胃がんということで亡くなられるのですが、主治医が、後見人を面白いと思ったのか、あてにしてくださって、何度も病状説明がありました。オペ、手術はし

ないと。一度大きい大学病院で手術を検討したことがあるのですが、あまりにも暴れるので手術はできませんと言われてから、甥御さんご家族も後見人もそうなんだ手術はできないんだ、じゃあ見守っていくしかないなという状況の中で、次の終末を看取っていただいた病院の主治医からは、何度も何度も、呼び出しが入って説明がありました。その都度、会社から飛んでいき、説明を受け、これは甥御さんにも家族にも話した方がいいかねっておっしゃるので、その都度話していただいた項目もありますし、わかりました、じゃあ、私から伝えますという項目もありました。

（住田）ありがとうございます。
　先ほどの加藤さんの事例とは対照的に、お医者さんが盛んに市民後見人さんにしっかりと医療に関する説明をされるというような、お医者さんだったかと思います。
　橋野さんの支援について、監督人の支援として石井さんはどんなふうに思っておられますか。

（石井）橋野さんは、ケアマネでもあり、もう本当によくわかってらっしゃるので、大変頼もしい市民後見人でした。
　何事にも動じないっていう感じで、医療に関しても先生と直接やりとりされてっていうことで、全く心配がなかったので、橋野さんの報告を受けてわかりましたって言っていたことが多かったと思います。
　ただ、不動産に関して、親族との取り決めがありましたので、そういうところにはしっかり入って、ご支援するようにしていました。

（住田）ありがとうございます。
　不動産というのは、ご本人が所有するご自宅がありましたので、そこを甥御さんがご本人に会うときにホテル代わりに使われていたということもあって、不動産の管理について監督をしてバックアップをしていたということだったかと思います。
　橋野さん、Ｂさんの支援期間長かったと思いますけれども、Ｂさんの支援を通じて、橋野さん自身はどんなことを感じておられますか。

（橋野）私は、この方の役に立つんだとか、助けてあげるんだと思って始めました。でも、1 年ぐらい経った頃から、この老人ホームに私勝手気ままに来られるんだなって、このレースカーテンごしにコーヒーを飲んで、甘いものをぼーっと一緒に横並びになりながら食べたりできるんだなって気づいたときに、行事にも一緒に参加したり、そのデイサービスで勝手に一緒に入っていって歌を歌ったり、こんなふうに自分が楽しんでいた、自分が癒されていた、この地域に自分の居場所と役割を自然に作ってもらったってことに、はたと気づいたときに、偉そうに思ってた自分を恥ずかしいと思いました。本

当にやらせてもらえてよかったなあ、自分を知らしめていただけたということを感じました。

（住田）はい、ありがとうございました。
　最後に松尾さん、橋野さんの活動を聞いてどのようなご感想をお持ちですか。

（松尾）施設とのやりとりですとか、終末期医療についてのお話を伺いしました。いわゆる身上配慮義務ですとか、意思決定支援という側面においては極めて有益な活動されていたかなと思います。
　これも、やはり市民後見人っていうのは、基本的には１人だけ支援するということになってるもんですから、非常に時間をかけてじっくりと本人のお話を聞くことができる。一方で専門職は、だいたい平均して 5 件から 10 件ぐらいの、5 人から 10 人ぐらいの方の事件を持ってるもんですから、なかなかそこまでしっかりとご本人さんと向き合うことができない、そういった意味でも、この市民後見人さんのメリットといったものを感じます。
　それからどうしても、私ども専門職、特に法律専門職というのは、法律の観点から物事を見てしまいがちで、一社会人一生活人としての目線を忘れがちなところがあって、さっきのエプロンの話もありますが、そういったところに私達はなかなかこう、気づかない、もしくは気づいても、それを施設等に対して申し出をするといったようなことを避けてきているような気もしておりますので、そういった意味でも、この生活者目線の市民後見人は、非常に重要な意義のある活動なのではないかなと思いました。

（住田）ありがとうございました。
　ここからは、家庭裁判所主任書記官山川さんから裁判所としての市民後見人に対する考え方などについて、お話しいただけますでしょうか。

（山川）家庭裁判所の山川です。
　本日は、加藤さん、橋野さんのお話をお伺いできまして、本当に貴重な機会をいただきましてありがとうございます。
　裁判所は、基本的には、市民後見人さんと顔を合わせてお話する機会はあまりなくて、書面でやりとりをさせていただくことが多いので、皆様のおふたりの、本人さんの心に寄り添ったその活動の尊さに、ちょっと感極まっておりまして、心から敬意を表させていただきたいと思います。

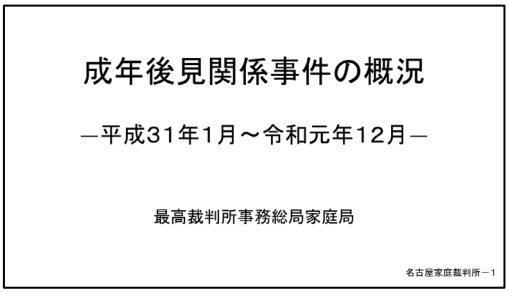

私の方からは、この市民後見人の位置づけを、成年後見制度全体の事件の概況をお示ししながらお話できればと思っております。

本日、お示ししております、こちらの統計数値をご紹介したいと思います。こちらは、最高裁のホームページでも閲覧できますので、また興味のある方はホームページでご覧いただければと思います。

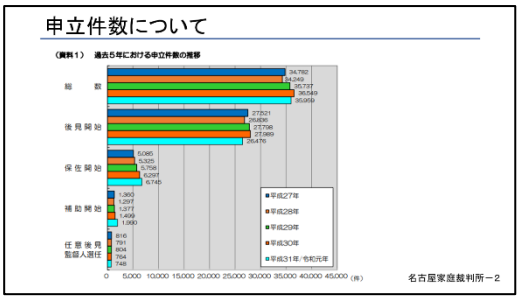

まず、成年後見人の選任というところ、市民後見人さんを選任するということにつきまして、まず、申立てが契機となって、手続きが進んでまいります。

本日お示しするデータは、令和元年のものになります。今お示しできる最新のものでございます。こちらのグラフを見ていただきますと、申立件数ですけれども、これは、全国の数字になりますが、成年後見関係事件の申立件数は、合計で３万5,959件、令和元年で申立てがありました。

こちら、グラフの方見ていただきますと、過去５年分の数字が表れています。これを見ると、毎年毎年、横ばい程度ぐらいの件数が申し立てられてるのかなというふうに思います。

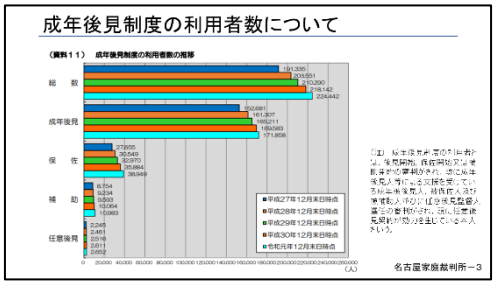

次の資料は、成年後見制度の利用者についての資料になります。こちらも全国ベースの数字になりますが、令和元年12月末日時点におきまして、この成年後見制度の利用者数が全国合計で22万4,442人いらっしゃるということになります。グラフの一番上の方見ていただきますとわかりますとおり、過去５年間、やっぱりどんどん増えている状況になっております。

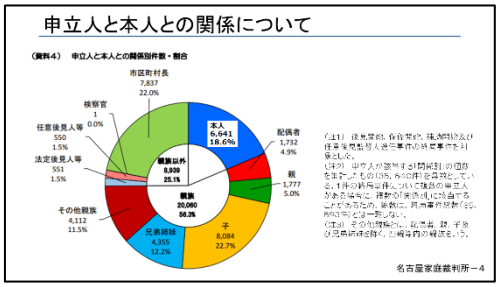

では、どういった方がこういった申立てをするのかというところなんですけれども、申立人についてはご本人のお子様が最も多く、全体の約22.7%を占めておりまして、次いで市区町村長さんのお申し立ての順になっているところであります。

窓口でもよく聞かれますが、申立てからどれぐらい期間がかかって選任されるんですかという質問です。こちらは審理期間についての資料ですが、42%は１か月以内で決定が出ており、１か月後２か月以内だと 33.　6%になりますので２ヶ月以内に終局したものが全体の約 75.7%ということになります。

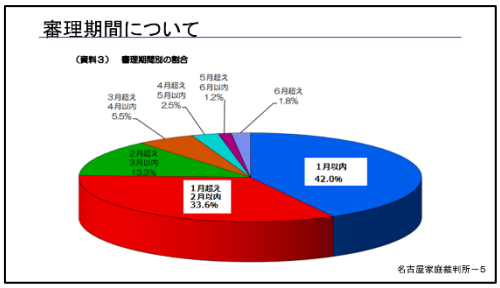

次に、後見の開始の原因についてです。やはり高齢化とともに開始原因としては認知症が最も多く、全体の約 63.　3%を占めている状況です。次いで、知的障害が約 9.　7%、統合失調症が約 8.9%の順になっているところであります。

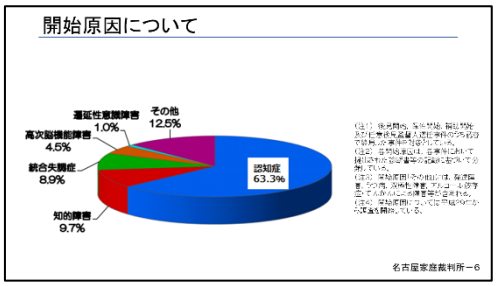

申立ての動機、どういったものがきっかけで申し立てをされるかということになりますが、こちらの資料を見ますと主な申立ての動機としては、預貯金などの管理、解約が最も多く、次いで身上保護となっています。身上保護というのは、被後見人の生活、治療、療養、介護などに関する行為のことをいいます。こちらがきっかけで申し立てがされることがほとんどであります。

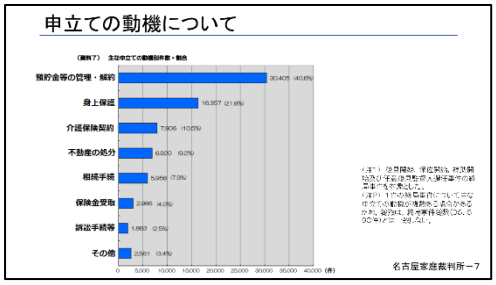

それでは、どういった方が成年後見人などに選任されるんですかというところですが、こちらのグラフを御覧いただきますと、親族と親族以外の割合、左側のグラフになります。こちら、全国的には親族以外の他の方が選ばれることが多くなります。先ほど、松尾先生の方からもご紹介いただいたとおり、やはり専門職の占める割合が高くはなっております。親族も 21.　8%、選任されておりますが、どのような親族かといいますと、お子様が半分以上の割合を占めています。

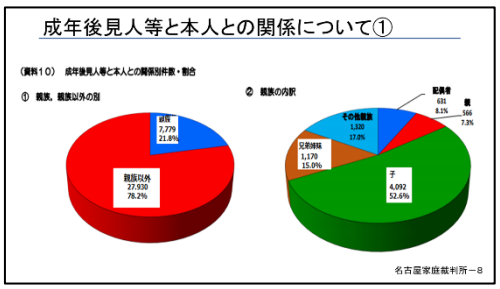

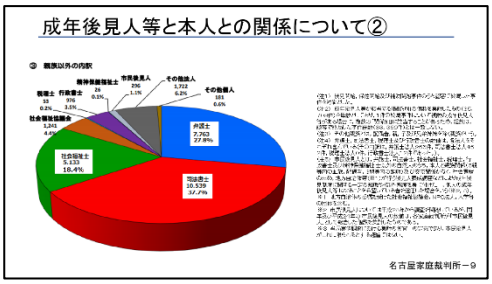

市民後見人さんは、どの位置にあるかなといいますと、こちらに親族以外の内訳のグラフになっておりますが、この中の、ちょっと小さいので、見えづらいかもしれないんですが、市民後見人 296 人、1.1%ということで、数字が出ております。全体の 1.1%というふうになると、ちょっとこれを見ると少ないかなという印象を受けられるかなと思います。

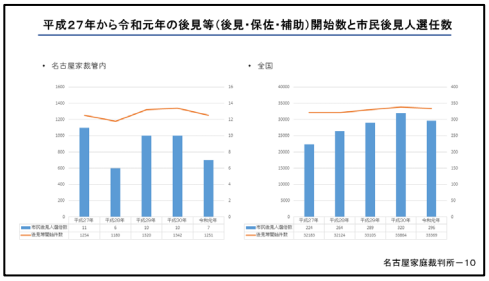

このグラフは、平成 27 年から令和元年の後見などの開始スタートした件数と市民後見人さんの人数ということで、ご紹介する資料になっております。右側が全国ベースの数字でございます。左側が名古屋家裁管内これは愛知県支部も含めまして愛知県内で、毎年どれぐらいの市民後見人さんが選任されているかというところをあらわしております。

直近を見ますと、令和元年が７人ということになりますので、やはりちょっと少ないかなっていう印象があるかもしれません。冒頭で、松尾先生からご紹介いただきましたとおり、今、私がお示ししてるのは、平成 27 年からの数字になりますので、松尾先生の方の資料だと、平成 23 年から数字がありまして、そこから比べると、ちょっとずつちょっとずつ増えてるかなというところはあるんですが、ちょっとまだまだかなっていう印象かなというふうに思います。

ではこの市民後見人ですけれども、どのように選任されるかということになりますが、申し立ての際に、申立書の中に候補者ということで市民後見人さんをあげて申し立てられるケースがもうほぼ 100%になっております。

これは、今回ですと、尾張東部権利擁護支援センターで事前に調整をしていただきまして、ご本人様の特徴を捉えて、この方にあった市民後見人さんはこの方ですので、ということで推薦をいただきまして、裁判所としてはその候補者の方が、一定の研修を受けているか、それから、この方をサポートできるような体制がきちっと整っているかっていうところを、審査させていただいて、選任することになっています。

名古屋家庭裁判所で市民後見人が選任される場合には、自治体ですとか、自治体が委託して設立した権利擁護支援センターが監督人として選任されるケースがほぼ100%になっております。

やはり、全く初めての方の後見人をされると一般の目線でということを期待しておりますが、やはり不安などもありますし、そこをサポートしていただけるような権利擁護支援センターのように、中核になるような機関がないと、なかなか難しいところであり

ます。

　裁判所としては、先ほども申し上げましたが、専門職とはまた違って、ご本人様の心に寄り添うようなニーズを満たしていける方を選べる環境が整っていると大変ありがたいですし、それを育成し、またサポートするような中核機関ができ、愛知県内で、みんな同じようなサービスが受けられるような状況になることが望ましいというふうに思っています。

　現状を見ましたところ今回のおふたりの事例では、尾張東部権利擁護支援センターのケースになりますが、愛知県内には、他にもこのような中核機関がございますけれども、実はまだそのような中核機関が設置されていないところもありますので、裁判所としましては、愛知県内でどこに住んでも、このようなサービスが受けられるような形になることが理想的であるというふうに期待するところであります。

　短めでしたが、私からは以上でございます。

（住田）はい、ありがとうございました。

　最後になりますが、愛知県の窓口の案内です。

　今日、おふたりの市民後見活動をお聞きになられて、聞いておられる方の中には、私もぜひ市民後見人活動ちょっとやってみたいと思われた方、このことにつきましては、今、山川さんのご説明にあったとおり、行政が取り組んでいるかというところが問題になりますので、まずはお住まいの自治体、行政の方にお問い合わせいただいて、もしやられていないということでしたら、ぜひこういった取り組みをやってほしいと市民の方から行政に声を上げていっていただけたらなというふうに思っています。

　最後になります。長い時間ありがとうございました。最後に一言ずつお言葉をいただきたいと思います。では、加藤さんからお願いします。

（加藤）市民後見人養成研修では、本人の意思を大切にする考え方を学びました。また赤の他人でも成年後見制度を利用すれば、本人の力になれることを知りました。実際に後見すると、本人の意思はわかりにくいし、それを通すことも難しいということがわかりました。

　しかし、やっぱりそれは自分だったら聞いてほしいし相談に乗ってほしいので、そういう意思を大切にするということはこれからも考え続けたいと思います。ありがとうございました。

（橋野）もっと楽な責任の薄いボランティアだってあるのに、どうして市民後見人を選んでるんだろうって思っています。ただ、この大変なことだからやってみようと私は思いました。大変なことでないと、やりがいとか、達成感とかそういうものを感じられない、確かにそういうものを得ました。ありがとうございました。

（石井）私からは、今後も多くの方に、市民後見人となっていただいて、ひとりの方の人生の伴走者としてご活躍していただきたいと思っております。そのサポートは、尾張東部権利擁護支援センターが監督人となって、しっかりサポートいたします。よろしくお願いします。

（松尾）今日、市民後見人の意義とその活動、そしてメリットなんかも、しっかりご理解いただけたかと思うんですが、一方でやはり法律的な紛争性の高いもの、それから財産管理が非常に難しいもの、家族関係が非常に混乱してるようなケースでは、法律職の出番といいますか、法律職のメリットというものが一方ではあろうかと思います。

従って、法律職それから一般の市民後見人さんのそれぞれの役割分担をこれからも考えながら、願わくば、一緒に手を携えておひとりの支援をしていく。法律職と市民後見人さんが一緒になって活動していく、そういった後見活動ができれば、より社会に広がっていくのではないかなとそういうふうに深く実感いたしました。

（山川）今日のような市民後見の活動を多くの方々に知っていただける機会は、本当に貴重だなというふうに感じました。これを機縁としまして、成年後見制度がより身近なものとして、皆さんに感じていただき、多くの皆様が市民後見人の活動に関心を持って、地域福祉に参画するきっかけとなれば、理想的な地域の相互扶助体制のようなものが構築されうるのではないかなというふうに感じました。そして高齢化が進むまちであっても、人のぬくもりのある住みよい環境が実現できるのではないかなというふうにすごく感じた時間でした。

このような理想を実現するためにも、引き続き家庭裁判所としても権利擁護支援センターと連携しながら、市民後見人様が、安心してやりがいを持って活動できるよう協力してまいりたいので、よろしくお願いいたします。

（住田）皆さん、ありがとうございました。このパネルトークを通して、市民後見人の活動を少し知っていただけたかと思います。

おふたりの話から、大切にしていること、そのメッセージが伝わってきたと思います。

目の前にいる人を大切に思うこと、認知症になられて、過去を忘れ将来が見えない、想像できない状況にあっても、目の前にいる人が、今、この生活がその人なりの豊かさをもって、中心になって、生活が営まれるように、しっかりと環境に働きかけていくこと、お一人ずつの支援を丁寧になさっている、そういった後見活動が地域の中で展開されている。

そのことが、地域福祉が向上していくことの一助になっていますし、私たちが目指す共助の仕組みというものの中の幅広い地域の連携ネットワークの一員であるというこ

とが、とてもよく、おふたりのお話からわかりました。

本当に今日は皆様方から多くの示唆に富むお話をいただいたことに感謝いたします。それでは、このパネルトークこれで終わりにいたします。
ありがとうございました。

（司会）パネラーの皆様、ありがとうございました。
本日は、音声が中断するトラブルが発生し、大変ご迷惑をおかけいたしました。
最後にアンケートについてご協力をお願いいたします。アンケートは視聴のご案内のメールに添付しておりますが、ホームページからもご回答いただけます。今後、より良いセミナーとするためにも、ぜひご協力をお願いいたします。

なお、このセミナーの録画は期間限定でオンラインにて視聴いただけます。視聴のURLについては、3月10日頃にメールにてお知らせいたします。

以上をもちまして、令和2年度市民後見普及啓発セミナーを終了いたします。
最後までご視聴いただき、ありがとうございました。